

世田谷区 用途地域

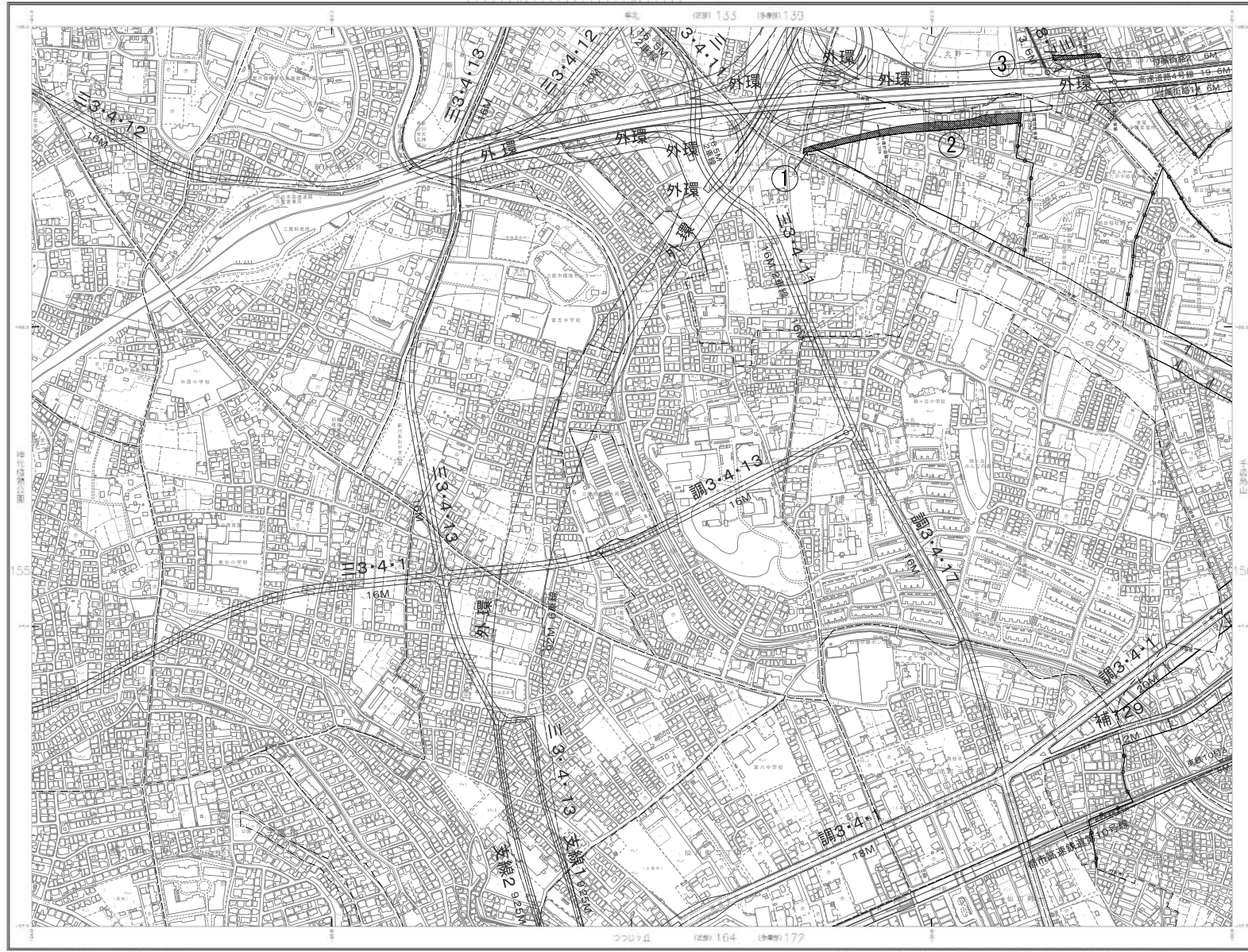
東京都計画用途地域（東京都決定）計画図 149  
 [参考]東京都計画用途地域（世田谷区決定）計画図  
 [参考]東京都計画防火地域及び準防火地域（世田谷区決定）計画図  
 [参考]東京都計画特別用途地域（世田谷区決定）計画図

1:2,500

35-4

(1X-LD24-1) 新3-1-18 新3-2-18 新3-3-18

新川



凡例

用途地域

建築容積

敷地面積

高さ

防火

特別用途

道路

河川

緑地

公園

学校

施設

その他

備考

1. 用途地域は、用途地域法第10条第1項に基づき決定する。

2. 建築容積は、用途地域法第10条第2項に基づき決定する。

3. 敷地面積は、用途地域法第10条第3項に基づき決定する。

4. 高さは、用途地域法第10条第4項に基づき決定する。

5. 防火は、用途地域法第10条第5項に基づき決定する。

6. 特別用途は、用途地域法第10条第6項に基づき決定する。

7. 道路は、用途地域法第10条第7項に基づき決定する。

8. 河川は、用途地域法第10条第8項に基づき決定する。

9. 緑地は、用途地域法第10条第9項に基づき決定する。

10. 公園は、用途地域法第10条第10項に基づき決定する。

11. 学校は、用途地域法第10条第11項に基づき決定する。

12. 施設は、用途地域法第10条第12項に基づき決定する。

13. その他は、用途地域法第10条第13項に基づき決定する。

番号	変更前					変更後				
	用途	建蔽	容積	敷地	高さ	用途	建蔽	容積	敷地	高さ
1	一中	60	200	70	-	二中	60	200	70	-
2	一低	50	100	80	10	二中	60	200	70	-
3	一中	60	200	70	-	二中	60	200	70	-